

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和4年度第5回武蔵村山市行政評価委員会
開 催 日 時	令和4年10月27日(木) 午後1時55分から午後3時45分まで
開 催 場 所	403集会室
出席者及び 欠 席 者	出席者：坂野委員長、栗原副委員長、清委員、中澤委員、石川委員、 原田委員 欠席者：なし 事務局：行政経営課長、行政管理係長、行政管理係主任 説明員：高齢福祉課長、高齢福祉課高齢者支援係長、高齢福祉課地域包 括ケア係長
報 告 事 項	令和4年度第4回行政評価委員会の会議結果について
議 題	1 事務事業の外部評価について 2 行政評価委員会としての意見整理 3 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1 行政評価の評価結果の審議について 「No.6 在宅医療・介護連携推進事業」及び「No.7 生活支援体制整備事業」について、外部評価を実施した。 議題2 行政評価委員会としての意見整理 第3回会議で審議した事務事業1件に係る外部評価(修正案)及び第4回会議で審議した事務事業2件に係る外部評価(案)について確認し、以下のとおりとした。 ○No.14 スポーツ少年団支援事業 … 原案のとおりとした。 ○No.5 権利擁護事業 … 原案のとおりとした。 ○No.8 保育コンシェルジュ事業 … 委員の意見を踏まえ、次回の会議で修正案を提示することとした。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○印=委員 ●印=説明員 ■印=事務局	報告事項 令和4年度第4回行政評価委員会の会議結果について 令和4年度第4回行政評価委員会の会議結果について、会議資料に基づき事務局から報告した。 【質疑・意見等】 ○ 特になし。 議題1 事務事業の外部評価について 事務事業の外部評価について、会議資料に基づき事務局から説明した。 【質疑・意見等】 ○ 特になし。

No. 6 在宅医療・介護連携推進事業

○ 在宅医療・介護連携推進事業の概要及び内部評価について、説明をお願いします。

● それでは、資料『令和4年度行政評価 外部評価の対象事務事業』7ページの事務事業評価調書に沿って説明する。

本事業は、平成27年度から始まった事業であり、武蔵村山市在宅医療介護連携推進協議会設置要綱及び武蔵村山市在宅医療介護連携支援センター事業実施要綱に基づき、介護保険の地域支援事業のうちの包括的支援事業として実施している。

目的は、高齢者が住み慣れた地域での生活を持続していくことができるよう、市、地域包括支援センター、医療機関、介護サービス事業所、地域住民等の連携強化を図ることである。

内容は、在宅医療介護連携推進協議会及び在宅医療介護連携支援センターの運営を行うものであり、類似する事業はない。

評価指標に対する実績については、令和2年度、令和3年度ともに、在宅医療介護連携推進協議会の開催件数の目標3回に対し、実績は2回で達成率は67%となっている。

また、多職種連携研修会及び専門職勉強会の開催件数の目標4回に対し、実績も4回で達成率は100%となっている。

次に、事業費であるが、決算額について、令和2年度は978万8,000円であり、令和3年度は991万9,000円である。

また、令和4年度の予算額は1,051万4,000円となっている。

なお、財源内訳については、国が38.5%、東京都が19.25%、第1号被保険者の保険料が23%となっており、市の一般財源は19.25%となっている。

次に、視点別の分析であるが、妥当性のうち、市民との協働により事業を実施しているかについては、推進する在宅医療・介護連携支援センターの運営を社会医療法人財団に委託して実施していることから、非該当としている。

有効性のうち、受益者負担は適切かについては、間接的な受益者となる第1号被保険者の負担が23%、市の負担が19.25%であり、介護保険の地域支援事業における法定の負担であることから、非該当としている。

効率性のうち、類似事業との統合は可能かについては、先に述べたとおり、類似事業がないことから、非該当としている。

次に、令和4年度の方針であるが、引き続き、在宅医療介護連携支援センターによる相談支援や各種研修会をとおして、専門職が在宅医

療介護連携推進事業に十分に理解するよう取り組んでいく。具体的には、専門職に対するアンケート調査を新たに実施し、多職種で捉えている課題の抽出、整理を行うことを予定している。

また、地域住民への普及啓発として、10月4日から10日までの期間において、認知症の方の家族のドキュメンタリー動画をオンライン上映し、その理解促進を図ったところである。

以上により、今後の方向性は、現状維持としている。

最後に、他市における事業の実施状況については、直営か委託かは不明であるが、介護保険法に規定される包括的支援事業であることから、本市を含む多摩26市の全市が実施している。

所管課からの説明については、以上である。

【質疑・意見等】

- 本事業の具体的な事業の柱は、在宅医療・介護連携推進協議会の運営と在宅医療介護連携支援センターの運営の二つということか。
- そのとおりである。
- 在宅医療・介護連携推進協議会の構成員について伺いたい。
- 市医師会からの被推薦者が2人、市歯科医師会からの被推薦者が2人、市薬剤師会からの被推薦者が1人、介護事業所の職員が1人、地域包括支援センターの職員が4人、多摩立川保健所の職員が1人、市健康福祉部の職員が1人、在宅医療・介護連携支援センターの職員が1人、その他市長が必要と認めた者が2人の合計16人となっている。
- 会議については市が主体的に運営しているのか。
- 医師会からの被推薦者が協議会の会長となっているが、事務局は市の健康福祉部の部長職以下4人が事務局として会議の運営を行っている。
- 事務局は事前資料の準備や会長との打合せ等の庶務的な役割を担っているため、市としての考え方をある程度会議に反映できているということか。
- そのとおりである。
- 多職種研修会の参加者の職種について具体的に伺いたい。
- 多職種研修会の参加者は、市内の在宅医療・介護に係る開業医、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、病院看護師、ケアマネージャー、ソーシャルワーカー、理学療法士、作業療法士、言語療法士、介護福祉士などとなっている。
- 多職種研修会及び専門職勉強会におけるテーマについては、平成27年度の開始時から継続したものとなっているのか。
- 研修会等の下部組織である部会に諮り、適時なものを選定しているため、継続性はない。

- 研修会等の定員は50人とのことであるが、参加者数はどの程度なのか。
- 昨年度の実績では、令和3年8月は28人、令和4年2月は30人であった。また、新型コロナウイルス感染症が発生する前の平成30年度に開催した2回の参加者は、各回とも50人程度であった。
- 研修会の参加者からの評価について伺いたい。
- 参加者へのアンケート調査の回答では、「関係機関の職員と顔の見える関係を構築することができ、実際に高齢者のケアを行う際に連携が取りやすくなった」等の前向きな意見が多い。
また、オンラインにより開催した直近の研修会では、オンライン上でテーマ別にグループを分けて討議するなど、参加者の意識は高いものと認識している。
- 異なる職種の相互理解につながっているということか。
- そのように捉えている。
- オンラインでの研修会に市民が参加することはできないのか。
- 専門職の異業種交流を目的として開催しているため、一般市民は対象としていない。
- 在宅医療・介護連携推進協議会の開催件数が目標に達していない理由について伺いたい。
- 委員に医療従事者が多く、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症対応を優先していたためスケジュール調整ができず、3回の会議の開催に至らなかった。
- 所管課では3回の会議の開催が必要だと考えているのか。
- そのとおりである。
- 今後はスケジュール調整をうまく進めていただきたい。
- 各年度の決算額、予算額ともにおよそ1,000万円となっているが、その内訳について伺いたい。
- 令和3年度の決算額は991万9,000円であり、在宅医療介護連携支援センターの運営委託費が940万円となっている。
- 在宅医療介護連携支援センターの具体的な業務について伺いたい。
- 実施要綱に規定しており、相談業務のほかに、地域の医療・介護資源の把握及び可視化・情報化に関すること、医療・介護関係者の情報共有の支援に関すること、医療・介護関係者の研修に関すること、地域住民への普及啓発に関することなどを行っている。
- 在宅医療・介護連携推進協議会は社会福祉協議会とは異なるものなのか。
- 設置の目的、場所等は異なり、全く別の組織である。
- 在宅医療介護連携支援センターと地域包括支援センターでは、ともに相談業務を行っているが、重複する部分はないのか。

● 地域包括支援センターでは市民からの相談対応を行うが、在宅医療介護連携支援センターでは医療・介護機関の職員からの相談対応を行っている点で、対象が異なっている。

また、本市では、社会医療法人財団に委託して病院内に在宅医療介護連携支援センターを開設しており、入院患者の退院後の在宅生活を支援するための各関係機関の職員間の連携や調整の円滑化を図ることを目的としており、地域包括支援センターとは役割が異なっていると考えている。

ただし、多摩26市の中には、在宅医療・介護連携の相談窓口として地域包括支援センターを設定しているところもある。

○ 退院後、地域に戻るための調整や支援を行うという観点では、病院に設置した機関が中核となることに意味があると思料する。

○ 在宅医療介護連携支援センターにおける相談受付件数は把握しているのか。

● 相談者が専門職かどうか等の区別までは把握していないが、令和4年度の実績では、多い月で15件、少ない月で4件となっている。令和3年度以前は15件もの相談を受けたことはなく、その件数は増加傾向にあると認識している。

○ 相談件数と相談内容が把握できれば、ニーズにうまく対応しているかの検証ができる。

○ 件数の捉え方について伺いたい。

● 一つのケースにつき1件として数えている。

○ 職員体制について伺いたい。

● 常勤職員が1人、非常勤職員が1人の合計2人である。

○ 案件によっては解決するまでに時間を要するものもあると思料するが、その人員体制で適切に対応できているのか。

● 家族や親族の有無によっても対応の困難度が変わり、ケースによっては労力を要するものもあるが、今のところ、現在の体制に不足はないと認識している。

○ 在宅医療介護連携支援センター及び在宅医療・介護連携推進協議会での懸案事項等はあるか。

● 大きな課題はないものと認識している。

○ 市民への啓発について伺いたい。

● 在宅医療・介護の連携に特化した啓発を行っている。

○ 本事業の具体的な取組について理解が難しいと感じる。例えば、単身高齢者等の入院について相談支援を行うこともあるのか。

● 基本的には事業所からの相談が多いが、個人からの相談を受けることもある。

○ 東京都の補助を受けていることで、事業に制約があるのか。

● 介護保険法では市町村が実施する事業として位置付けられてお

り、補助を受けるに当たり多少の制約はある。

- 在宅医療・介護連携推進協議会と在宅医療介護連携支援センターの関係性について伺いたい。
- 在宅医療介護連携支援センターの職員が在宅医療・介護連携推進協議会の委員として参画しており、協議会での人間関係がセンターの事業に役立つことはあるが、直接的には関係がない。
- 在宅医療・介護連携推進協議会が有効に機能しているかの判断が難しい。人材交流のみを目的としているのか、それとも、協議会で方針を決めて市に提言するような機能を期待しているのか。
- 提言をすることはないが、関係機関の連携強化を図っていくことを目的としており、次の多職種連携研修会でアンケート調査を実施したいと考えている。
- 連携は良いことだと思うが、そもそも医師会が中心となって実施すべきものではないのか。
- 介護保険法で定められているため市で実施している。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムを構築していくことが必要であると考えている。
- 連携の強化については医師会の予算の範囲内で期待できることもあると思料するが、多職種間の切れ目をなくすため、行政が参加し在宅医療介護連携支援センターのコーディネート機能を発揮するという意図がある。
- 費用対効果の観点からは、在宅医療・介護連携推進協議会の勉強会等の内容、開催件数、参加率等を把握し、それが相談や連携の質にどのように寄与しているのかが把握できれば、900万円を投資する事業として適切かどうかはわかると思料する。
- 元々は、サービス供給側の専門職の連携政策であるが、相談業務として考えたときに、市民からの相談に対しても積極的に対応できる仕組みを検討する努力をしてもらいたい。
- これまでの話をまとめると、本事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活をするを目的として、在宅医療及び介護を一体的に提供するために、医療と介護の関係機関の相互連携を強化するものであり、その意義が認められることから、今後も継続することが適当である。

他方、在宅医療・介護連携支援センターが持つコーディネート機能が市民のニーズに十分に対応できているかや、在宅医療・介護連携推進協議会、多職種連携研修会等が関係機関の連携強化にどの程度寄与しているかなどがわかりにくいという課題がある。

よって、より効果的な事業とするため、専門職だけでなく、市民等に対するアンケート調査の実施等により定性的な現状を把握した上で、質的な評価を実施し、高齢者の福祉の増進に寄与していくことを

期待したい。

また、在宅医療・介護連携支援センターについては、市民からの相談に対しても積極的に対応できる仕組みの構築を検討することが肝要である。

No. 7 生活支援体制整備事業

○ 生活支援体制整備事業の概要及び内部評価について、説明をお願いします。

● それでは、資料『令和4年度行政評価 外部評価の対象事務事業』8ページの事務事業評価調書に沿って説明する。

本事業は、平成27年度から始まった事業であり、武蔵村山市機能強化型地域包括支援センター管理運営に関する要綱に基づき、一般会計の事業として実施している。

目的は、市内に4か所設置している各地域包括支援センターの圏域における生活支援体制整備を推進し、センター全体の機能強化を図ることである。

内容は、市民総合センター内の南部地域包括支援センターを機能強化型地域包括支援センターとして設置し、各地域包括支援センターの適正な運営の確保、生活支援体制整備業務に関する支援、市と各地域包括支援センターの連携強化を行うものである。

次に、評価指標に対する実績については、令和2年度、令和3年度ともに生活支援コーディネーターの設置人数の目標5人のところ、5人設置しており、達成率は100パーセントとなっている。

次に、事業費について、令和2年度及び令和3年度の決算と、令和4年度の予算は550万円となっている。なお、財源の内訳は、東京都からの補助が50%、市の一般財源が50%となっている。

次に、視点別の分析について、妥当性のうち、市民との協働により事業を実施しているかは、武蔵村山市社会福祉協議会に委託して実施していることから、非該当としている。

有効性のうち、受益者負担は適切かについては、間接的な受益者負担となる市民の直接的な負担は生じていないことから非該当としている。

効率性のうち、民間委託等は可能かについては、市の要綱で、機能強化型センターの業務は、センターの適切な管理運営が確保できると認められる社会福祉法人に対し、市長が委託して行うものとして規定しており、既に社会福祉協議会に委託して実施していることから、非該当としている。

次に、令和4年度の方針については、引き続き各地域包括支援センターに設置した生活支援コーディネーターを中心に、高齢者の生活支援、介護予防サービスの提供体制の充実を図り、住民主体の生活支援、

移動支援等の体制整備を行っていくこととし、ケアマネジメントの質の向上や、地域課題の発見等を進めるためにも、市内の包括支援センターの適正な運営を確保し、機能強化を推進する必要があると考えている。

以上により、今後の方向性は、現状維持としている。

最後に、他市における実施状況については、多摩26市中9市で実施していることを確認している。

所管課からの説明は以上である。

【質疑・意見等】

- コーディネーターの配置状況について伺いたい。
- 市全域を対象とする機能強化型包括支援センターに第1層コーディネーターとして1人、各圏域の地域包括支援センターに第2層コーディネーターとして1人ずつ配置しており、全部で5人である。
- 人材確保が課題となっているとのことであるが、募集方法について伺いたい。
- 地域包括ケアシステムの推進に当たり、各地域包括支援センターにコーディネーターの設置を依頼している。
- 資格要件はあるのか。
- 第1層のコーディネーターについては、社会福祉士又は主任ケアマネージャーの有資格者若しくは実務経験者を条件としている。
- 専任職員として配置しているのか。
- 第1層コーディネーターは専任職員として委託しているが、第2層コーディネーターについては、各地域包括支援センターの状況により他の業務との兼務も認めている。
- 勤務条件はどのようになっているのか。
- 午前8時30分から午後7時までの勤務時間となっている。
- 事業費550万円のうち、委託費が多くを占めるのか。
- そのとおりである。大部分が第1層コーディネーターの人件費に充てられている。
- 実際にどのような業務を行っているのか。
- 地域の助け合い活動や生活支援体制の整備である。具体的には、買い物支援や草刈りなど、一部シルバー人材センターと類似しているが、地域で課題を解決していく仕組みづくりを推進している。地域全体の取りまとめを第1層コーディネーターが担っている。
また、第1層コーディネーターには各地域包括支援センターの統括を依頼しており、主に後方支援を担ってもらっている。
- どのような過程で買い物支援を実施することが決まったのか。
- 第2層コーディネーターの協議会は地域住民も参画しているが、第1層コーディネーターの協議会は関係者で構成されている。第2層

の協議会で地域の情報や課題を吸い上げ、第1層の協議会で報告し、市内全域で共通課題として捉えるべき事例があれば、全体での対応を検討していくという仕組みである。

- 予算や人材については既存の包括のもので対応しているのか。
- 地域での助け合いが可能な範囲での対応が原則であるが、実施に当たり費用が発生する場合には第1層コーディネーターから市に対して相談がある。
- コーディネーターを設置していることで解決につながった事例はあるのか。
- 買い物支援の実施が挙げられる。これは、北部地域にはスーパー等が少なく、事前に需要調査を実施した上で、スーパーの移動販売を誘致したものである。
また、第2層のコーディネーターがどのように動けばよいかわからないものについて、第1層のコーディネーターに相談があり、後方支援を行うことが多い。
- 抽象的なネットワーク支援ではよくわからないため、具体的な活動が見えるとよい。
- 介護予防の分野であるかもしれないが、市内の大型商業施設内でウォーキングイベントを開催し、現在は自主団体により開催されている。
- 課題の発見と解決につなげる役割を果たしていると言える。
- コーディネーターに相談すると問題が解決するということについて周知が進み市民に浸透すれば、より効果的な事業になると思料する。
- コーディネーターはどのように選定しているのか。
- 第1層は委託先である社会福祉協議会で選定しているが、人事異動があり、人が変わることが課題であると考えている。
- 解決のアイデアが豊富であることや、地域に詳しいなどの人材が理想であるが、各包括で同じ水準で相談対応ができるような人材が配置されているのか。
- それについては課題として捉えている。第1層においては、人事異動等により前任が不在となってしまった場合に、ゼロからの積上げとなってしまうため、引継ぎをしっかりとってもらう必要がある。また、第2層については、各地域包括における採用も簡単ではない。
- 今までの相談内容や解決方法を積み上げると後任の負担も少なく、将来に向けて更に良いサービスになる。
- 各包括に2人以上のコーディネーターを配置できればそのような問題は解決すると思料するが、なかなか難しいと感じる。ノウハウの蓄積や適切な人員配置など経営改善の配慮ができるとよい。
- 委託により運営している包括は、指定管理によるものと違い市の

目が行き届かないのではないか。

- 委託している包括も毎月センター長会議を実施し、連携を図っている。また、介護保険運営協議会の委員を兼ねており、年間の活動報告を受けている。
- サービスの質は平準化されているのか。
- サービスの対象となる市民は各包括によって異なるが、その質は平準化されているものと認識している。
- 他市における先進事例は把握しているのか。
- 他市の状況は未把握であるが、本市では、早い時期に生活支援コーディネーターを配置している。また、現在の機能強化型地域包括支援センターのセンター長は全国各地での多様な経験があり、それが先進的な取組につながっているものと思料する。
- 外から見るとわかりにくい。具体的に生活支援コーディネーターがいたからできたことを見たい。また、組織としてノウハウの蓄積や人材配置を適切に継続することが肝要であり、組織運営上の工夫改善に努めてもらいたい。
- これまでの話をまとめると、本事業は、各地域包括支援センターに配置する生活支援コーディネーターを統括し、総合的に支援する機能強化型地域包括支援センターを設置することにより、地域における生活支援体制を整備し、地域包括支援センター全体の機能強化を図るとともに、高齢者の社会参加及び生活支援を推進するものであり、その意義が認められることから、今後も継続することが適当である。

他方、機能強化型地域包括支援センターが担う生活支援体制整備に関する支援や各地域包括支援センターとの連携には、地域課題の発見やニーズの分析など、高い専門性を有する人材の継続的な確保や、各地域包括支援センターにおけるサービスの平準化をいかに保っていくのかという課題がある。

よって、今後も、高齢者のニーズに対応した生活支援サービスの提供を継続するため、人材の確保と併せ更なる専門的な知識等の蓄積や地域包括支援センター間のネットワーク強化に努めるなど、支援体制の機能強化について工夫改善を図り、高齢者の生活支援・介護予防サービスの充実につなげていくことを期待したい。

議題 2 行政評価委員会としての意見整理

第3回会議で審議した事務事業1件に係る外部評価（修正案）及び第4回会議で審議した事務事業2件に係る外部評価（案）を提示した。

No. 1 4 スポーツ少年団支援事業

- 原案のとおりでよろしいか。

